

令和 7 年 第 2 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 7 年 3 月 4 日（開会）

令和 7 年 3 月 13 日（閉会）

日程第4 一般質問

○議長（伊藤秀明） 日程第4 一般質問を行います。質問の通告がありますので、5番大城戸議員の発言を許します。

はい、5番、大城戸議員。

（5番 大城戸ツヤ子議員 一般質問席登壇）

○5番（大城戸ツヤ子） それでは、質問に入りたいと思います。

豪雨災害に係る農地用小災害復旧事業補助金「村単・直接工事分」について、伺いたいと思います。

昨年12月定例会一般質問で、激甚災害の指定を受け、災害復旧のための受益者負担は、ゼロとの回答でした。

村の小災害復旧事業補助金交付要綱によると、村単独の業務委託の場合、100万円まで補助されます。村単独の直接工事分では、個人負担が生じてきます。金額が5万円から40万円未満と限定されていて、その2分の1の負担となるのです。

激甚災害の指定を受けた方は、災害復旧に国が支援するので、負担金がゼロになり、災害被害の小さい方には負担金が生じるのです。

私は今回に限り、被害救済に差別があってはならないと思っています。

今回の豪雨災害は、村全体が被害者なのです。たまたま、住んでいた地形の差が生じた結果だけです。村内のどこに住んでいても、誰もが被災者になると思います。災害被害の大・小にかかわらず、負担金をゼロにできないのでしょうか。

農業を守り続けるという高い意識をもって、村民はここまでがんばってきましたが、この差別では、心は折れてしまいます。

農業後継者は減り、農業従事者は高齢化している中で、それでも安心して農業に携われる環境を作り、応援していくこと自体が、自治体の役割だと思っています。

この件については、これで3回目の質問です。

今日はちょっと傍聴の方が多いので、質問内容をちょっと変えて、進めたいと思います。

令和6年8月5日には、7月豪雨、農業者向け補助制度説明会が。また、12月25日は、公共土木施設・農地農業用施設災害復旧事業説明会がありました。

豪雨災害から約8か月が過ぎ去ろうとしています。被害報告や調査等は初めてのことで、災害復旧担当者を初め、課を挙げての対応は大変だったと推察いたします。

議会もその間、9月定例会、12月定例会、そして、令和7年2月19日の議会全員協議会で審議を重ねてきました。

私自身、8月5日、12月25日の説明会には出席しています。補助金交付要綱も、1回目から2回目には被害者に寄り添った対応だったと思っています。しかし、納得はしていません。

手元に、令和6年9月定例会、総務産業常任委員会での記録、令和7年2月19日、議員全員協議会の記録があります。2月19日の全員協議会は、直近のことですので省略します。是非、もう一度、委員会でどんな審議だったかの関係箇所だけ、時系列にまとめて

おりますので、紹介いたします。

昨年の9月の総務産業常任委員会には、前河村議員が副委員長として在籍しています。

令和6年9月3日の一般質問では、私が豪雨災害で被災された農家の説明についての質問をしています。そうすると村長が、回答です。

「全ての農地と農業用施設が復旧できるよう支援する。農家の人が、3年も待ってればいいのか。何らかの形で支援できる制度を作っていただきたい。」というお願い中、「災害復旧を全てやりましょう」という思いの説明をしています。

総務産業常任委員会、9月10日（5日目）です。

副委員長、村長に聞いております。「激甚災害でも、負担金は発生すると思うので、ゼロにして、全部、村債で賄う気はないのか。」

村長、「負担金条例の改正が必要。特例措置と、今回、特例を作っているのかどうか、議会において否決されるのかというところで悩んでいる。」

副委員長、「村の制度として、限りなくゼロでやれるように要望。『議会側の要望であれば、できるだけ対応させていただく』と言ってくれれば納得。」

この件については、5人の議員が発言しております。

村長の答弁、「皆さんのご意見、要望を聞いたので、それを受けて対応させてもらってよいか。今後、条例改正、要綱改正、予算補正が出る。今回の補正予算を通してもらい、その後、検討。」

副委員長、「災害復旧時のこと、限りなくゼロのお願い。当局は条例改正を。」

総務産業常任委員会、9月12日（7日目）です。

議長、「普通災害であれば、農家負担がある。農家負担はゼロにするということで、村長は、そのようにするというふうに話したのか、よくわからなかったが。積算事務委託料は農家負担か。そういうのもゼロにするのか。」

村長、「3年連続による甚大な豪雨災害を受けたことの対応として、特例を今回、設けさせていただきたい。条例や要綱を改正させていただきたいと思っている。業者による施工を対象に受益者負担をゼロにさせていただきたいと思っている。次回の議会の方に予算計上、条例改正を計上させていただく。」

で、議長、「災害負担金はゼロで考えていますので、今回、災害に遭われた箇所の見落としがないか、各集落、農業者に周知徹底をお願いする」ということです。

その後、行政懇談会では、水利組合の方で事業をやる、という。それに対して、全額補助。

村長は、「あくまでも最終的には議会の議決権がある。議会の上承を得て、対象にさせていただきたいと思う。」と述べています。そして、村長の後援会だよりでは、「激甚災害の指定を受け、災害復旧の受益者負担を求めない。」という、このような時系列でした。

村の負担か、農家の負担かが問われています。

この件についてはもう、村長にゆだねられていると思います。いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤秀明） 大城戸議員に聞きます。

土地改良区の方の関係は？

○5番（大城戸ツヤ子） はい。いいですか。すみません。

土地改良区の役割と村の関係について、伺いたいと思います。

先日、土地改良区事務所の前に、令和4年度の財務状況を。また、昨日、今日には令和5年度の財務状況を公表しています。そして、職員募集もしています。

この災害時には、農家にとって土地改良区の果たす役割は必要だと思いますが、村の支援、指導はどうなっているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 二つの質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

一つ目の、小災害復旧事業費補助金につきましては、令和6年7月豪雨災害に係る農地等小災害復旧事業費補助金については、農業者から、更なる支援要望が多いことから、補助率を2分の1から、10分の10に引き上げて対応させていただきたいというふうに思います。

関係要綱を改正して、農家へ周知してまいります。

続いて、土地改良区の役割と村の関係について、お答えを申し上げます。

土地改良区は、土地改良法の規定に基づき、都道府県知事の認可によって設立されている公の法人であります。

地域内の農用地の所有者または耕作者が組合員となり、組織されております。

土地改良区の役割は、農業用水の管理や農地の整備を目的としており、土地改良法に基づいて、運営されております。

農業用水の管理であれば、用水路や、ため池などの維持管理、水の適正な配分を行います。

農地整備であれば、圃場の区画整理や排水整備、農道や排水路の維持管理を行います。

その他、ポンプ場などの維持、老朽化した施設の改修や更新を行います。

平成24年12月に策定された上小阿仁村土地改良区維持管理計画書において、管理すべき事項が明記されております。

土地改良区のもう一つの役割として、農業者の支援、農地利用の調整、土地改良事業の実施があります。

これに対して、村は行政機関として土地改良区を含む地域全体の農業振興を支援しております。これには、土地改良事業の認可と指導、国や県の補助金を活用した支援があります。

財政的な支援としては、農地整備、災害復旧に対する補助金の交付、公共事業としてのインフラ整備、災害発生時の農業用施設の復旧支援などがあります。

土地改良区と村は、それぞれ役割分担をしながら、農業基盤の整備と管理をしております。

災害が発生した場合は、土地改良区が被害状況を点検し、被害の程度を記録して写真に残し、影響を受けた農業者へ情報提供を行います。

村は土地改良区から被害状況の報告を受けて、国や県へ支援要請を行い、災害復旧支援事業の申請を行うことが、一般的な手続きの流れとなっております。

土地改良区から村にきて、査定申請は、土地改良区または村が行う時は、同意書が添付されており、工事の事業主体は、申請者となります。

以上で、事前にいただいた質問に対する答えとさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） ありがとうございます。

もう一度。補助金は、10分の10ということは、ゼロということですか。

分子分母と、そういうふうに言ったので、私がちょっと理解できなくて。ゼロという回答ですか。

ということと、それから、今、土地改良区でいろんな仕組みのことをお話されていたんですけど。特に上小阿仁の場合は、産業課と、特に今回の災害にあっては、どういう連携プレーをして進めていったんでしょうか。

なんか、職員募集にしても、事務的なそういう方法で、本来、農業に関わって、農業を理解している方を採用するように。これは村とは関係ないですけど、そういう採用方法、募集要項だったと思います。でも、いざ、こういう災害になった時に、そういう方が、本当に役場の職員と共に、現地を見たり、或いは、こういう農家に寄り添って、「どうですか。」とか。そういうケースが全く見られませんでした。それで村は、「それでいいんですか。」っていうことを、私はあえて、村の立場から。そして、「こういうふうにやってほしい」っていう指導とか、そういうことがないのかなあと思って、質問させていただきました。

どうでしょうか、考え方。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 最初の補助金交付要綱の部分につきましてですね、補助事業ですので、事業申請が上がってきたものに対して補助金を交付する、というふうなことで、100%交付をさせていただく、というふうなことになります。負担金条例というのは、通常であれば、事業を行った部分について、事業を負担するので事業を進めます、というふうなことなので、議会の方のご了解を得て、負担金条例につきましては、もう事前に、負担を求めないというふうな、いわゆる、村が負担するというふうなことで、負担金条例はゼロにしております。

それから、残っている補助金事業については、補助事業で、こういう事業をやりたいので補助金をお願いします、という申請が上がってきて、それに対して、補助金を交付するというふうなことで、これまでであれば、2分の1の交付であったものを、100%、今回に

限り 100%交付します、というふうな内容であります。

それから、土地改良区と村の関係になりますけれども、これは先ほども申し上げたとおりですね、例えば、お聞きになっている災害があった時に、どのような対応をされたかと、したか、というふうな内容ですので、一般的なお話をもう一度させていただきますと、土地改良区が調査をして、村に報告がくると。それを受けて、災害査定申請を、村がやるのか、土地改良区がやるのかというふうなことは選べます。

これまでの経緯であれば、村がやっているというふうなことになります。で、村がやる場合、土地改良区は、いわゆる、「事業をやります」という農家の方々の負担、いわゆる同意書をもって、その書類を添付しながら申請をしてくると。そして、国に対して、その申請を上げた時点で、事業主体は、申請者に、申請者が行うというふうなことになります。実質的には、一般的には、土地改良区が主導権というんですかね、実質的なものを作って、村が支援をしていくというふうなことが、一般的かと思っております。

ただ、上小阿仁村の場合は、いろんな経緯がありまして、土地改良区職員、昔は2名おった訳でありますけれども、その方々が退職をされているというふうなことで、土地改良区、いわゆる土地改良事業そのものが、その後、大きなものがなかったことがあります。

そうすると、土地改良区事業の仕事内容が、賦課金の徴収というふうなことでありますので、その部分については、いわゆる土地改良事業、もしくは農業関係の事業に基づく補助事業の事務費で、それに対応してきた経緯がありますので、もしかしたら、村が、土地改良事業を全てやっておられたのではないかという誤解は、もしかしたら、たくさんの方がもっておられるかもしれませんが、いずれ、一般的には、土地改良事業につきましては、そういうふうな制度になっておりますので、実質的には、土地改良区で事業を行うというふうなことであります。

○5番（大城戸ツヤ子） ありがとうございます。是非、今、お答がありました負担金を受けて、農家の皆さんが、春から元気に土地のそれぞれの整備とかやって、一刻も早く復旧に、早めの復旧になればいいと思っております。

それから、土地改良区の関係は、そういうふうに離れたということは、私、よく理解、過去のことはよく理解できなくて、それで、現在しか、つかんでないんですが、ただ、なぜ疑問に思ったのかというと、新聞に、この前、魁新報にこんな記事が載っていました。

北秋田市の土地改良区に採用された職員の掲載ですけれども、土地改良区は、さっき、村長がおっしゃいましたような、農地の整備とか、地域の農業振興を支える団体ということで、法改正が変わっても、それはそうだと思うんですが、やっぱり、農家にとって、大事な組織には変わらないと思いますので、是非、役場も土地改良区も一体となって、農家の指導に、お願いできればいいかなと思っております。

これからも、やっぱり、土地改良区は大事な機関だと思いますので、村上げて、ご指導をできれば、農家の皆さんも安心して、農業に携われると思いますので、ご指導、よろしくをお願いします。

これで私は、災害活動保全についての質問は終わりにいたします。

○5 番（大城戸ツヤ子） それでは、次の商品券の発行について、伺いたいと思います。

国は給付金という名のもとに、大判振る舞いをしてきています。そのため、村でも手を替え品を替えて、プレミアム付き商品券を発行しています。

村長は、1 月の上小阿仁村商工会新年会でのごあいさつの中で、プレミアム付き商品券の発行に触れました。直近でのプレミアム付き商品券の販売は、昨年 7 月 1 日からで、短期間で完売したそうです。大変好評ということで、9 月にも追加販売したところ、同様に、短期間で完売したそうです。想定外の売れ行きで関係者は、ほっとしているに違いありません。

物価高騰の中で、プレミアム付き商品券の発行は、少しでも、日々の暮らしの経費を節約するために誰もが望んでいて、とてもありがたいことです。

しかし、販売の方法は適格だったのでしょうか。短期間の完売した理由の一つに、まとめ買いをする人が多かったとのことでした。例えば、1 セット 5,000 円、一人の購入可能は 10 セットまでとなっていました。中には、親戚の人の名前や村外の方の購入も可としていましたので、一緒に住んでいなくても名前を借りて購入ができたそうです。私の周辺でもまとめ買いをし、屋根トタンの塗装や補修に使用したそうです。

村内の事業所は、当初は 100 件近くあったようですが、今では 50 件くらいにまで減っているそうです。

商品券利用事業所の把握について伺ったところ、パソコンによるデータ管理は把握しているものの個別企業の情報は出せない、とのこと。村へは企業別に利用状況を報告している、とのことでした。

村長はどのような分析をなさっておりますか。伺いたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 商品券の販売状況の内訳については、申し訳ありませんが把握しておりませんので、お答え、この場ではちょっとできないので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5 番（大城戸ツヤ子） これは私も分かっていますが、いずれ議会の中で以前もありましたので、それは出てくるんだと思うんです。なぜ、こういうふうに短期間で売れたのか、ってということで、まず、このやり方は正しかったのか、ということの方も聞きたかったんですけれども。事業別のだけを、お答えいただきました。

例えばですね、プレミアム率 20%の商品券を利用して、建設関係への支払いやガソリン、灯油等を購入するのはお得感がありそうですが、村内の商店で、主に、道の駅、ローソン、飲食店で食品を買う際は、ほとんどお得感は感じられません。

令和 7 年 2 月 19 日、議員全員協議会の中で、物価高騰対策生活応援商品券発行のお話がありました。新年度もプレミアム付き商品券の発売は考えておりますか。

もし、発売を考えていましたら、一部の村民の購入に偏らないよう、多くの村民が購入できるような商品券の発売をお願いしたいと思います。

例えば、プレミアム率を 50%に上げる。千円券 10 枚で 1 セットとし、5,000 円で販売する。1 世帯 2 セットまで購入できるなど。あくまでも、村民に優しい商品券の販売を検討していただきたいと思います。

なぜ、私がこの質問をしたのかと言いますと、先ほども言いましたように、商工会の新年会で商品券のことに触れて、さも、販売するような予感を感じたので、あえて、質問いたしました。

よろしく、ご検討をお願いします。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 事前にいただいているご質問に対して、最初にお答えをさせていただいて、その後、今、商工会の関係については、お話をさせていただきたいと思います。

商品券につきましては、これまで「生活応援商品券」と「プレミアム付商品券」の 2 種類のものを発行させていただいております。

「生活応援商品券」は、エネルギー、食料価格をはじめとした、様々な物価高騰が村内経済に影響を及ぼしていることから、村民の家計負担の増加に対する支援と、それから村内経済の地域活性化を図ることを目的として対応させていただいております。

この商品券は、国の交付金を活用して、一律に給付する内容となっております。

それから、「プレミアム付商品券」は、プレミアム率が設定されており、商品券を購入していただくものであります。こちらは、村内における消費の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に販売をさせていただいております。

多くの方に商品券を購入していただきたいことから、何回も購入できるようにして、村外在住者の購入も可能とした結果、去年は、2 度発行しましたが、短期間で完売をしております。

このことは、物価上昇や景気悪化の影響を受けているご家庭が多いことに加えて、通常よりもお得に買い物ができるプレミアム付商品券事業が、村民に浸透してきたためだと思っております。

プレミアム率は社会状況によって検討しますが、今後、商品券を発行する際は、1 日の購入可能分や購入時間などについて、事業実施主体となっております村の商工会と協議しながら、より多くの方々に購入していただけるように、より村民の生活応援や事業者、商店などの商売に好影響をもたらすように対応させていただきたいというふうに思います。

商工会でのお話につきましては、商品券につきましては、実に村内経済に与える影響が大きいし、好循環をもたらしているというふうなことで、今後も検討させていただきたいというふうな意味で、お話をさせていただきました。

その後、先日の臨時議会において、商品券の、いわゆる国からの交付金がありましたので、商品券の支給、配布というふうなことについて、対応させていただいておりますので、そのような状況の中です、商品券によって、村民の生活が豊かになるように願ってい

るところであります。

以上であります。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） ありがとうございます。

商品券発行、完売、それに対しては、私、何も、文句っていうよりも、是非、進めていただきたいし、商工会の方には、負担をかけたり、土曜日にもやってもらったりしておりますので、それはよく分かってますけど。

ただ、方法論として、そういう、いない人でも名前を書いて。だから、同じ人が毎日、一週間通うっていうのは、大変でしょうけれども、でも、行こうと思ってたら、もうすでに売れてたと。それが、一週間か10日くらいで、っていう声を聞き、また、50万も60万も買った人も。それは、60万であれば、1回で5万ですから、11日間、通わなければいけないということになります。そうじゃなくて。名前を記載して、というケースが多々あって、「それは不公平じゃないの」ということを、私の耳によく届くことがあって。今後、そういう発行するんでしたら、村民の、1万円なり2万円でしか買えない、僅かな、私たちの年代では、そういう感情が出てきますので、そういうことも考慮してほしいと思って、購入可能分とか、プレミアム率、そういうことを質問にさせていただきました。

ですから、私は、反対してはいません。一部の業種だけが、というふうになっていないか、ということに対しての疑問だったからでございます。

是非、今後とも、ご検討お願いします。

これで、商品券の発行についての質問については、終わりたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） それでは、敬老会のあり方について、伺いたいと思います。

令和5年6月定例会の一般質問では「敬老会のあり方について」質問させていただきました。

村の行事である敬老会は、1年に1回、懐かしい仲間たちとの再会を楽しむ交流の場でもあります。

年度別対象者数を見ますと、あまり変動はないように思われます。

各集落まで送迎するなど、参加しやすい環境づくりをしているにもかかわらず、年々参加者が少なくなっているように感じているのは、私一人だけでしょうか。

昨年の敬老会開催に当たっては、内容についての見直しと提言をしました。回答によると、その当時、6月21日、老人クラブや婦人会、民生委員との打ち合わせを予定していて、皆さんからのご意見やご提言を尊重したいということでした。それで、昨年の9月の敬老会、その提言等を表現できたのでしょうか。そして、敬老会終了後の、今日まで、反省会は実施しているのでしょうか。伺いたいと思います。

あ、ごめんなさい。

○議長（伊藤秀明） はい。

○5番（大城戸ツヤ子） はい、すみません。

○議長（伊藤秀明） プラスして。

○5番（大城戸ツヤ子） それで、「行事食としてのお弁当」と、それから、「もてなしとしての敬老会出席の抽選会はいかが」ということで、質問させていただいております。

お弁当のことですが、昨年のお弁当は記憶にございますか。白いご飯に梅干しがのってありました。そして、たらこ、しょっぱい煮物、コロッケ等でした。生野菜らしきものは全くなかったです。普通の幕の内弁当です。多分、値段設定に問題があったのだと思います。敬老会を祝う、おもてなしのお弁当では全くありませんでした。

昨年10月31日、80歳以上の高齢者を対象に、いわゆる「高齢者ふれあいお弁当」が、管理栄養士監修のもとに、食生活改善推進員の皆さんが作り、お届けしています。

大変好評と聞きましたので、ある日、今年の9月の敬老会のお弁当作りの協力は可能ですかと、勝手に相談してみました。すると、推進の皆さんは、ほとんどの方が敬老会の準備に関わっていて、協力できそうな人は1、2名でした。業者に、お弁当の内容を相談したらどうでしょうか、というアドバイスもいただきました。

昨年の10月、「かみこあに村あるき」を企画した時に、30名の参加の方がいました。お弁当を注文する時に、業者に内容を相談しました。その時の弁当を食べた人は、不評ではなかったと思っています。

今後も、是非とも内容について、相談をお願いします。

村の社会福祉協議会から「社協だより」が発行されています。昨年10月10日の社協だよりによると、「デイサービスきらり」開催の中で、敬老会特別メニューのお祝いお膳の写真が掲載されていましたが、ご覧になりましたか。とてもおいしそうに見えました。そして特に、お饅頭も添えてありました。気になりましたので、社協に伺うと、行事食の案内する業者から仕入れたそうです。価格は2個入りで100円とのことでした。

別にこのようにしてくださいと言っている訳ではありません。村の業者でも手軽な食べ物を販売していますので、きれいにラッピングすればいいのです。ラッピングは「健康推進班でも協力できますよ」と話していただきました。

次に、おもてなしとして、敬老会参加型の抽選会はいかがでしょうか。提案です。

アトラクションは今までどおり、知っている方の活躍を見ると、とても元気になりますので、是非、お願いしたいと思います。

簡単に弁当を食べて、早々に帰り支度をしている人を多く見受けられます。

参加型抽選会でお楽しみませんか。プレゼント用の商品は、手ごろな価格の紹介冊子も、健康推進班にありました。

是非、企画をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 敬老会について、お答えをさせていただきます。

最初に令和5年度の敬老会につきましては、令和5年6月21日に老人クラブ、婦人会、民生児童委員との打ち合わせ会を踏まえて開催をしております。敬老会終了後、令和5年

10月23日に反省会を開催しております。

令和6年度の敬老会につきましては、昨年度の反省会でいただいた意見から、金婚表彰の書類確認、開催時間の短縮、音響設備、開催会場などを改善しながら開催しております。

令和7年度の敬老会の開催にあたっては、皆さんからのご意見やご提言を反映できるように、関係機関との打ち合せ会を早い時期に開催してまいりたいというふうに思っております。

お弁当につきましては、お祝い膳として、今までどおり、業者への発注をお願いしていきたいというふうに思っております。

単価等に物価高騰の影響があることが十分に考えられますので、業者の方々と打ち合せや協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

村の敬老会は75歳以上の方が対象であります。長年にわたって社会に貢献していただきました皆様方を敬い、感謝し、長寿をお祝いさせていただくものというふうに思っておりますので、皆様方に喜んでいただけるような内容にできるように、打ち合わせ会をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） 私はいろんな形で、こういうふうにやってほしいなというもので、健康推進班へ行ったり、社会福祉協議会に行ったり、いろんな形の声を聞いて、今までの敬老会ってどうだったの、と思って、提案させていただきました。

でも、今、村長のお答え、お話の中に「今までどおり、お祝い膳として発注する。」

いや、「今までどおり」って、業者がいるので、あまりはっきり言えないんですが、私としては、「あれがお祝いの弁当ですか？」っていうの、「味も濃く、それが高齢者向きのお弁当ですか」っていうことを、まず、第一に。予算はどのくらいかかっているか、そこまでは私は、あえて聞こうとはしませんでした。でも、本当に蓋を開けた時に、「わあ、おいしそう。」っていう声と、「ええ〜。」っていうふうに分かれると思うんですよ。

でも、ここにいる主席、課長クラスは、ほとんど召し上がったと思います。でも、あえて言わないと進歩がないので、私は立場上。この上小阿仁は高齢者が多い。高血圧の人が多い。そういう環境の中で、やっぱり、そういうところに姿勢をみせるべきだと思うんです。健康づくりに一生懸命な村長ですけど、去年、その食べた弁当はもう、全く記憶にないのでしょうか。形式的な答えて、「今までどおり、お祝い膳としてやる」っていうのは、ちょっと、私にとってはショックです。一生懸命、こうした方がいいかなあと思って提案したんですけど。全く前向きな答弁ではなくて、ガッカリしています。

それから、敬老会の参加型というのは、例えば、商工会のを、この前、新年会がありました。抽選会もありました。そうすると、みんなが声を出して喜ぶんですよ、当たり前くても。でも、みんな参加すると、「あ、良かったな」と。例えば、流行ったビンゴとかありますけど、それは私も含めて、高齢者には不向きだと思いますので、そういうことでなくて、みんなが声を出して喜べる、そういう時間の敬老会であった方が、たぶん、私はうれしいと思います。

いや、短縮をしなければいけない。いろんな事情は村側であると思いますよ。でも、わざわざ来る人たちに、「早く終わってけばいいな。」って。もう弁当を結んで帰り支度をしている姿を見ると、本当に私はガッカリするんですよ。

ですから、ある面でいろんな、健康推進班、或いは、民生委員、いろんな方たちが相談して、盛り上げる、1年間に1回の大イベントだと思いますので、そういう中身の濃い、そういう発言を期待していました。とっても、まあ高齢者を大事にしているとは、一つも思えない内容だったんですが、いかがですか。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） まず、令和7年度の敬老会の開催にあたりましては、先どもお話をさせていただいたとおりですね、皆さんからのいろんなご意見、ご提言を踏まえてですね、反映できるように、関係機関との打ち合わせを早期に、開催をさせていただきたいというのが一つです。

その中に、今、提案があった抽選会等も含めてですね、高齢者の方々が喜んでいただけるような対応になるような催し物になるようにですね、協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） 皆さんに相談する。それは本当にいい言葉だと思います。しかし、そこから、いかに進むか、内容を充実させていくのが問題だと思います。

職員が足りないと聞きますが、担当者だけでは何もできません。去年は担当者と住民福祉課長が、汗水流してがんばってました。それも良く見えています。でも、テーブルの上には酒とかいろんな物が多くて。それ以外に、本当に女性の参加が多いと思いますけど、それでしたらここで、一口「ああ、食べておいしい。甘い。」そういうものあってもいいかなあという思いで、提案しました。

関係者の協力は大事だと思います。婦人会長も去年は、その相談に、話し合いに出たようですが、何か、不満たらたら述べてましたので、申し少し関係機関のお話を聞きましたら、それを活かしていただきたいと思います。

敬老会のあり方については、これで2回目ですので、秋の敬老会を楽しみにしたいと思います。

これで、敬老会のあり方についての質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） イルミネーション事業について、伺いたいと思います。

令和元年から村の顔となっていて、一役かっていたイルミネーションが、この冬にはとうとう消えてしまいました。

雪国の暮らしの中で、色とりどりの鮮やかなイルミネーションは、周辺の輝きのみならず、私たちの心に温もりとやすらぎを与えると同時に、何よりも元気を与えてくれたと思っています。

この5年間、紆余曲折を経ながら取り組んでいただきました。

広報かみこあに1月号では、イルミネーション事業を実施する団体を募集しておりました。「道の駅周辺」というのが条件になっておりました。

自己負担をしてまで、慈善的な事業を実施する団体がありましたか、伺いたいと思います。そして、来年度は実施するのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） イルミネーション事業について、お答えをいたします。

イルミネーション事業補助金交付要綱によって、来年度についても事業を継続してまいります。

当初の要綱は、かみこあに観光物産株式会社のみを対象事業者としておりましたが、令和5年度から上小阿仁村観光協会を加えております。

上小阿仁村観光協会から来年度の運営助成の要望書をいただいておりますが、事業計画にイルミネーション事業が予定されておりますので、補助申請が行われるものと思っております。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） 来年は実施する、ということでしたが、今回ありましたか。質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） この慈善的な事業を実施する団体はいるのか、というふうなことなんですけれども、これにつきましては、いろんな考え方があるんだと思います。

いわゆる、たくさん見ていただける場所に、自分の事業所のPRを兼ねてやるというふうなこともあるでしょうし、やる人によって、それをどのように利用するかということにつきましてはですね、これも補助事業ですので、事業者がこの事業を利用して、自分たちに利益が被るようなことがあればやると。やるというんですかね。これは申請をしてやっていただくというのが補助事業ですので、そういう意味ではですね、今の要綱そのものが、道の駅周辺というふうなことで特定してあるんですけれども、これは、道の駅周辺だけでなく、もっとそれ以外の場所で、いろんな商店とか事業者がそれぞれにおいて、この事業を利用しながら、村もしくは店、事業者をイルミネーションしていく。それによって、店なり事業者をPRしていくと。それによって、村を通る方、村民の方々が、憩いの場となれるような村になるとすれば、この要綱については、もうちょっと見直しをかけながらですね、たくさんの方々が活用できるような要綱にすることは可能ではないかなというふうに考えております。

これにつきましては、いろんな方々からまた、ご意見・ご要望等を聞きながらですね、対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5番（大城戸ツヤ子） 村長は、よくご意見・ご要望をよく聞く方だなあと感じております。皮肉ではありません。

なぜ、この件を言っているのかということ、1月号ですよ。1月10日。そして条件は、道の駅周辺。それで春でしょう。大体、今まで、万灯火の3月頃までやっていましたから、そういう条件はね、なぜ、私、「慈善的な」って、嫌みの文書を書いたかっていうと、丸抱えじゃなくて、補助。その半分、「15万円を限度」っていうふうにやっているから、「そういう貴重な団体が、あの周辺にいますか」って。1件1件、こう見たんですけど、私の頭の中では、questionでした。

もう、既にやる方はやりますよ、自分の営業のために。だけど、何か、「イルミネーションがないから、はい1月号に載せよう」。そういう、私は、安易な方向に走ったんじゃないかなあっていうことで、取り上げたんです。でね、「なぜ、このイルミネーション」っていうのは、「終わったら次」じゃないんですよ。

イルミネーション事業を紐解いてみますと、令和元年に、当時の村長。小林村長ですよ。かみこあに物産の社長に依頼があったそうなんです。その時、業者も加わってイルミネーションを完成させたと伺いました。費用は35万円くらいかかったそうで、村が支払ってくれたそうです。

で、次年度からは事業化されて、村との契約。そして要綱も、今、なんか要綱のこといっぱい言っていましたけれども、要綱もできて、補助金は、最初は10万円。それから現在の15万円と改定されていったようです。だから、予算審議の12月でも、議会からは補助率が低いんじゃないかと話題になっています。

現在、この事業は観光協会が委託を受けてやっていますが、実際は、かみこあに物産社長が自ら、木に登って、配線作業に汗を流している光景を何回も見てきました。

ちなみに、村で唯一のイルミネーションは友生園です。施設玄関に、職員全員で飾ったイルミネーションが、12月から1月までの2か月間、点灯されました。費用は60万から70万くらいかかっているそうです。

今回、なぜイルミネーションの点灯が消えたのかと考えますと、ある日、物産に電気関係の業者が来て、「今回、イルミネーションは自分たちがやることになったので、配線関係を見せてほしい。」と言われたそうです。また、思えば、昨年12月定例会の総務産業常任委員会では、「村長と中学生と語る会」の話題の中で、中学生からイルミネーションに関する提案があった、というお話を聞きました。どのようなお答えをしたのか分かりませんが、とにかく、イルミネーションはこの冬に消えたのは事実なんです。

来年度のことで、先ほど、「実施する」と言いましたが、こういう、この5年間、こういう経過が流れたんです。それを村長は今、どう感じておりますか。本心を聞かせてください。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） イルミネーション事業につきましてはですね、いろいろ経緯はある

んですが、まず、現段階での事業は、補助事業ですので、やりたい方が、事業申請をして、補助金を基にイルミネーションをやる、というふうなことであります。それによって、いろんなメリット・デメリットがあるんだと思うんですけれども、現段階では、本年度においては、それをやる事業者がおらなかった、ということになろうかと思います。

イルミネーション事業についてはですね、もうだいぶ前になるんですけれども、役場の前で、役場で少し、やった経緯があります。いわゆる、年末、クリスマスに合わせて確かやったと思うんですけれども、村でいろんな形でやらせていただいた経緯があります。

その後、それが途絶えて、議会の、確か委員会の中だったと思うんですけれども、寂しくなったのでイルミネーションをやったらどうか、というふうなお話があって、急遽、その対応をさせていただいたと。期間がちょっと短かったもんですから、入札とかどうのこのという訳にはいかなくてですね、役場の前、もしくは道の駅ということでの想定でありましたので。そうしたら道の駅が、道の駅のためにやらせていただきたいというふうなことで、道の駅にお願いをしながら、そのかかる経費については、村で負担をしながら対応させていただいた経緯がございます。

ただ、これにつきましては、やはり、1事業者だけに特例でやるというのは、やっぱり、いろんな事業者の方、商店の方々もおられますので、やはり、補助金交付要綱をきちっと作って、その事業に基づいて対応するのがいいでしょう、というふうなことで、いわゆる、補助事業として翌年度から対応させていただいたと。

ですから、補助金交付要綱の中には、いわゆる、金額の事業費の上限もありますし、補助率も明記されていますので、それに基づいて、対応できる事業者が事業を行っていくと、いうふうな制度になっております。

あと、そういう中でですね、対象者を少し広げた形で、来年度予算要求の中にですね、先ほども申し上げたとおり、観光協会の方から、「やりたい」というふうな、事業申請が、計画書が上がってきておりますので、そういう意味では、来年度は、きちっとした形で対応が可能ではないかなあというふうに思っております。

ただ、当初、先ほども申し上げたとおりですね、やはり、道の駅だけがきれいになればいいのかというと、そうではないと思うんですよね。やはり、285 沿いにたくさんの商店がありますし、次の年からは、そういう事業を利用してイルミネーションをしてやるのであれば。

当初、その事業でやれば、当初は電球等買うのに、かなりお金がかかるんだと思うんですけれども、翌年度からは買う必要がなくなりますのでですね。もしくは補充しながら、どんどんどんどん拡大して、事業を拡大しながら、きれいなものができていくのではないかなということもありますので、そういう意味では、いろんな方が、いろんな考え方をし、この補助事業を活用して、商店なり事業者が、商売繁盛に繋がっていくようなものに活用していただければというふうに思っております。

○議長（伊藤秀明） はい、大城戸議員。

○5 番（大城戸ツヤ子） 私はですね、令和元年度からこの5年間、一連の経過を話しま

した。それに対して何も答えてくれませんでした。まあ、はぐらかすのが上手な村長だと思います。

それで、補助事業があつて、道の駅周辺だけが輝けばいいとか、そういうことを並べてますけど、道の駅だけでも 285、全部輝かせているんですよ、この事業で。公園もそうです。こあぴょんっていう、そういうのも作って、輝かせたりもしました。

ですから、想いは人それぞれですよ。人それぞれ。ですけど、今までの 5 年間の歩みをちゃんと反省して、それから次。来年度は、観光協会が手を挙げたから、それでいいっていう問題じゃないと思います。観光協会は、議員の半分が観光協会の会員です。理事とか大事な立ち位置にもいます。私は議員とかじゃなくて、NPO 法人の方で会員になっているんですけど、そういう形式をみても、いや、本当に、今度、観光協会の会長が誰になるか分かりませんけれども、その会に委ねているんだなあということは、よく分かりました。

しかし、補助事業だから、「全村の方、手を挙げてください。」って言ってますけど、そんなにいらっしゃいますか今の。他の市町村と違って、活動する団体は本当に少ないです。

例えば、アート関係で、ある団体、かみこあにプロジェクト開催費として補助金を出しています。来年度にも予算が入っていると思うんですけど。しかし、村は補助金という名のもとに、「補助金を出す」と丸投げしているように見受けられるんです。だから、そのイルミネーションだってそうですよ。今、15 万、10 万で問題になっていますけど、そんなにね、これ一つ買ったから来年は電気関係の配線はかからないだろう、とおっしゃいますけど、雨で 3 か月間もやっていれば、いろんなさびが出たり、切れたりします。いろんなことを想定して、やっぱりやってもらうためには、やっぱり優しい心がないと。私はやっぱり、その人の人間関係が必要だと思っているんです。

ですから、村は補助金を出せば丸投げする。ですけど、役場職員は、「地域の人と人を繋ぐスキル」を持っています。今回も、パイプ的な役割をしていたら、きっと、イルミネーションは消えなかったんじゃないかなあとと思っています。

職員は、地域の触媒的な存在だと、私は思っていますので、是非、役場職員が、地域に物事を起こしていくための最善のプロフェッショナル的な存在だと思っていますから、是非、活躍できるようにご理解して、どんどん村内に入って、そういう、いろんな催しものに、職員たちのそういうスキルを広げていただければいいと思います。

そういう理解を、村長はしてほしいと思っておりますので、私はこれで。同じような回答になると思いますので、お答えはいたしません。

私は一連の質問を、これで終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（伊藤秀明） これで、大城戸議員の質問を終わります。

ここで、お昼休憩といたします。

再開は、13 時 30 分。1 時 30 分といたします。